

特記仕様書

(1) 工事内容

- ・ 仮設工事
- ・ シーリング改修工事
- ・ 外壁塗装改修工事
- ・ 防水改修工事

(2) 共通仕様書

特記事項のほかは、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部(以下「官庁営繕部」という)監修、公共建築改修工事標準仕様書(平成22年度版)による。

(3) 施工の特殊性

本工事は、保育施設を運営しながらの施工となる。幼児の就寝時間である午後1時から午後3時までの時間は、音の出る作業は行わないこと。

(4) 発注者との協議

施工者は、下記の事項が生じた場合は速やかに発注者に通知し、その処理方法について協議のうえ決定する。

1. 予期できない特別な事情が発生し、工事仕様書に示された条件を満たすことができない場合

(5) 軽微な変更

設計内容の変更は発注者と協議の上行う。但し、その内容が軽微なものは請負金額の増減をしないこととする。

(6) 設計変更・数量変更

1. 発注者の希望により前項に該当しない設計変更が生じた場合は、原則として予め見積書を提出し、発注者の承認の上、別途取り決めの上、着手する。
2. 施工者は施工数量について、契約時に確認できない部位を除き、その数量を実査によって予測し、工事完了時等に契約時の単価・数量・金額等を増減させないことに努める。尚、下地補修に関しては実数にて精算を行う。

(7) 成果品の提出

1. 施工者は原則として、工事完了報告書を工事完了後30日以内に発注者へ提出する。
2. 工事完了報告書の内容は、下記の内容を原則とする。
 - a. 工事引渡書
 - b. 使用材料一覧表・色彩表
 - c. 出荷証明書
 - d. 各検査報告書
 - e. 産業廃棄物処理台帳・マニフェスト伝票A・E票写し
 - f. 定期点検誓約書
 - g. 下地補修図面及び数量集計表
 - h. 変更処理資料
 - i. 工事写真